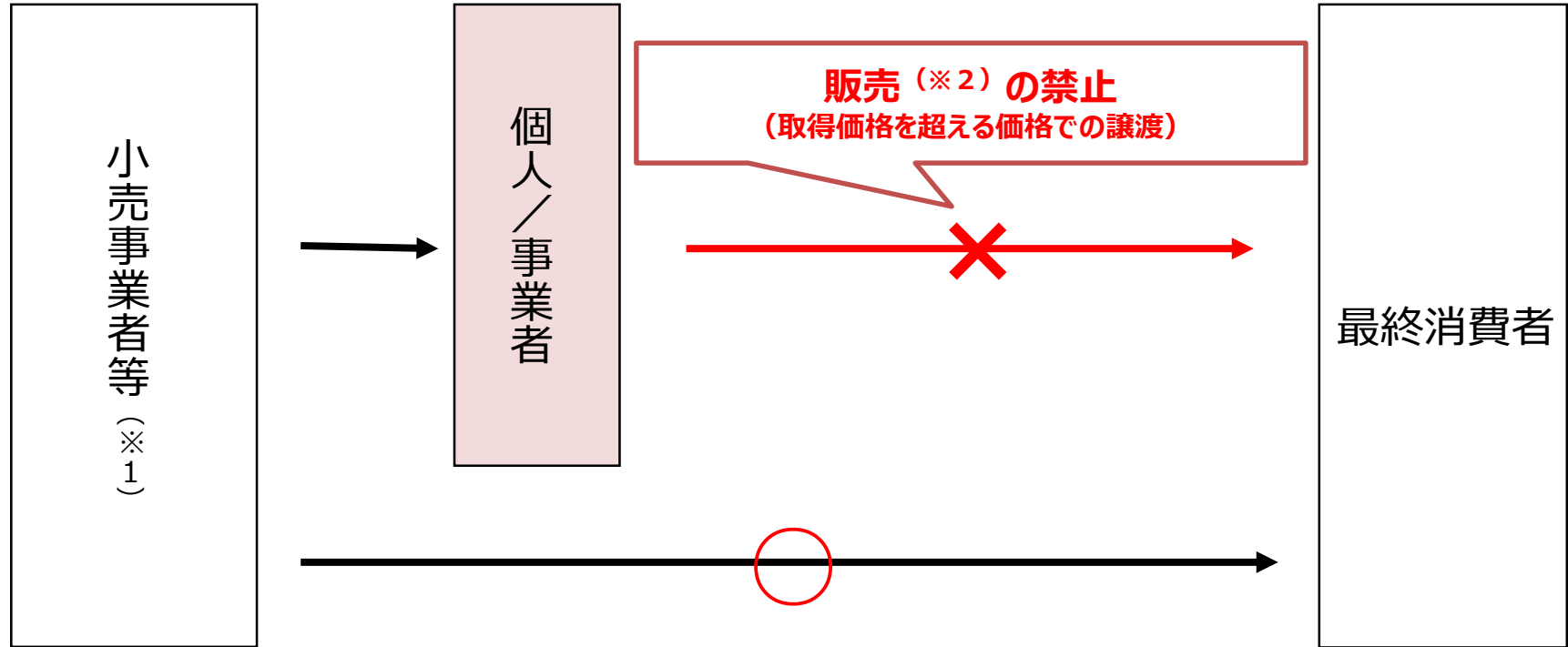


# 国民生活安定緊急措置法に基づくマスクの転売規制について (資料2)

## 【厚生労働省、経済産業省、消費者庁】

(国民生活安定緊急措置法第26条第1項に基づく、譲渡の制限措置の導入)



※1 一般消費者に対して直接販売する製造事業者、卸売事業者や個人も含む

※2 店舗、フリーマーケット、インターネット(SNS含む)等を通じて不特定又は多数の者への販売行為

○対象：衛生マスク

○違反者に対しては懲役一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金

○公布日から4日後 (3/15) に施行

# (参考 1) 主要ECサイトにおけるマスク取引の状況 (2/27時点)

- 最新の小売物価統計調査（総務省）によればマスク（7枚）の小売価格は約370円程度。しかしながら、**主要ECサイトにおいては個人（事業主）等を経由して高額なマスクの出品が続いている状況。**

【サイトA】

【サイトB】

【サイトC】

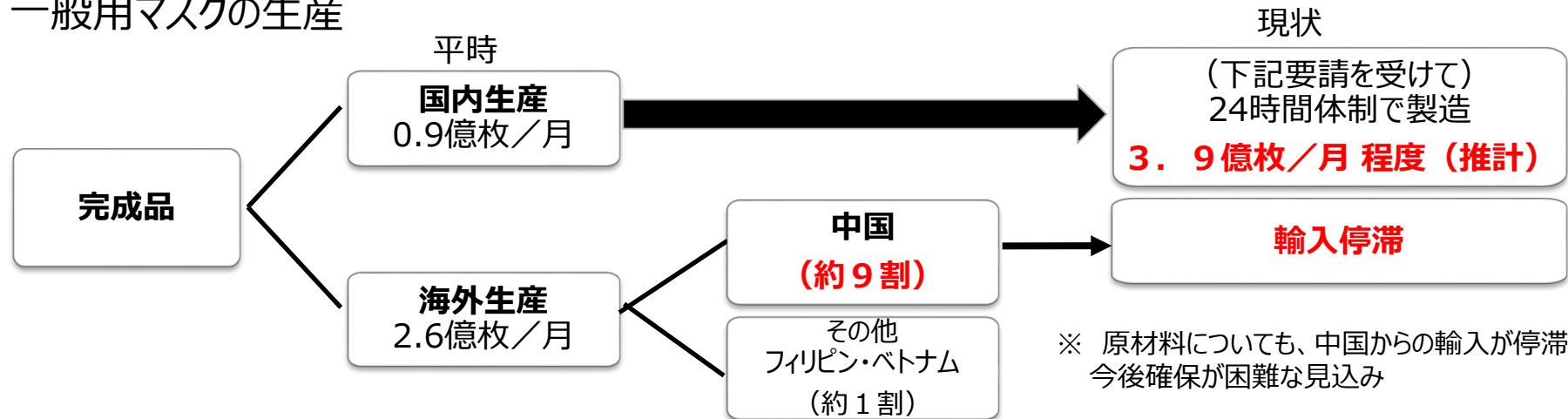
【サイトD】

## (参考2) 当面のマスク需給の見通しについて

- 新型コロナウイルスの発生を受け、**1月以降の発売枚数は約20億枚**。これは昨年の販売実績（9.4億枚）に比べ2倍以上であるが、**店頭では依然として品切れが継続**。
- 現在、24時間体制での生産、設備導入支援や海外から緊急輸入等の措置を講じ、**週1億枚以上の供給を目指しているところ**。
- しかしながら、**インターネット経由の転売等が横行し、消費者が供給不安から必要以上に購入する事態が継続**。

- 一般用マスクの需要 2018年 43億枚／年（3.6億枚／月）  
※**昨年度ピーク需要（推計）** 2月（**5.8億枚／月**）

- 一般用マスクの生産



# (参考3) 新型コロナウイルス感染症対策本部 (令和2年3月5日)

## 安倍総理指示の概要

- 諸外国での感染が拡大する中で、今が正念場であり、国内対策はもとより、機動的な水際対策についても引き続き、ちゅうちょなく断行していくことが不可欠です。今般、積極果断な措置を講じることいたしました。

(中略)

- マスクについては、これまで国内企業への設備投資支援を行い、今月は例年の需要を大きく上回る月6億枚以上の供給を確保しています。これに加え、現下の品薄状態を踏まえて、来週取りまとめる**第2弾の緊急対策に、需給両面から総合的なマスク対策を盛り込む**こととします。
- 需要面では、**インターネットにおいて、マスクが高価格で取引されている事例が報告**され、こうした**転売を目的とした購入が店頭におけるマスクの品薄状態に拍車をかけている**、との指摘があります。このため今般、**国民生活安定緊急措置法を適用し、マスクの転売行為を禁止**いたします。速やかな施行に向け、政令の決定に向けた手続きを進めてください。

(中略)

- 今後も、マスクの受注の状況を十分に注視しながら、国民不安の解消に向けて法制度や予算を駆使して、必要な対策はどんどん講じてまいります。各位にあっては国民の命と健康を守るため、引き続き政策を総動員して対応に当たってください。